

廃棄物最終処分場

維持管理計画

平成11年8月

釧路市役所

— 目 次 —

1. 要 旨	1
2. 最終処分場計画概要	1
3. 法に基づく維持管理上の基準	3
4. 最終処分場の維持管理計画	10
4-1. 放流水の水質と測定頻度	10
4-2. 地下水の水質と測定頻度	12
4-3. 搬入管理	13
4-4. 埋立作業管理	13
4-5. 主要施設の管理	13
4-6. 維持管理の記録	14

1. 要 旨

一般廃棄物の処理は「廃棄物処理法」により市町村の責務としてその処理に必要な措置を講ずるよう努めるものとされている。一般に排出されたごみは収集・運搬プロセス、中間処理プロセス、最終処分プロセスに分けられ、各プロセスにおいて減量化、あるいは減容化を図る必要があるが、ごみの排出がある限り最終処分プロセス、つまり埋立処分地はごみ処理工程上欠くことのできないものである。

釧路市では、現有最終処分場の埋立満了に伴い、この度新たな施設を平成 11～13 年度に建設し、平成 14 年度より供用開始する計画であるが、最終処分場の機能を十分発揮させるために構造指針に適合した施設を建設することはもちろんのこと、日常の維持管理を適切に行うことがより重要となってくる。本計画は最終処分場の供用開始に先立ち、埋立処分に伴う周辺環境の保全を主目的にした維持管理に関わる事項を定めるものである。

2. 最終処分場計画概要

1) 計画諸元

- 位 置 釧路市高山 17-1,29-1
- 埋立面積 69,700m²
- 埋立容量 844,000m³
- 受入対象物及び計画処分量

【収集ごみ】

可燃物	173,309 t
不燃物	199,419 t
焼却灰	175,442 t

【直接搬入ごみ】

事業系一廃	101,785 t
下水道汚泥	61,400 t

【覆土】 154,071 t

合 計 865,426 t

- 建設期間 平成 11～13 年度の 3 ヶ年工事

- 埋立期間 平成 14～28 年度 (15 年間)
- 埋立構造 準好気性埋立 (サンドイッチ方式)
- 埋立方式 山間層状埋立

2) 主要設備の概要

- 流出防止堰堤 重力式コンクリート堤
- シャ土工 高密度ポリエチレンシート (t = 1.5mm)
地盤改良土 (t = 50 cm)
- 雨水排水路 U型側溝 (U-300B ~ U-800)
- 地下水集排水渠 有孔塩ビ管 (φ150 ~ 300)
- 浸出水集排水渠 有孔合成樹脂管
(幹線φ 250 ~ 600、枝線φ 150)
- 浸出水貯留槽 (既設) 容量 15,000m³ (R C構造)
- 浸出水処理施設 (既設、一部設備増設) 処理方式
生物処理 (活性汚泥) + 凝集沈殿 + 砂ろ過
処理量 350m³/日
処理水質 pH 5.8~8.6
BOD 20mg/l 以下
SS 10mg/l 以下
大腸菌群数 3,000 個/ml 以下
処理水は浸出水処理施設で処理後、自然流
下で普通河川武佐川に放流する。
- 飛散防止柵 ビニールネットフェンス (高さ 5.0m)
- ガス抜き設備 縦型ガス抜き管 (合成樹脂管)
法面ガス抜き管 (合成樹脂管)
- 防火水槽 プレキャスト鉄筋コンクリート造
(容量 40m³)
- 搬入道路 砂利道 (幅員 6.0 m)
- 計量機 (既設) ロードセル式 (最大秤量 30 t、最小目盛 20 kg)

3. 法に基づく維持管理上の基準

最終処分場の維持管理については、「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令」(昭和 52 年 3 月 14 日、総理府令・厚生省令第 1 号)ならびに「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める命令の一部を改正する命令」(平成 10 年 6 月 16 日、総理府令・厚生省令第 2 号)に定められている事項を遵守する。

維持管理基準

一般廃棄物最終処分場、管理型最終処分場

※文中下線部は改正部分を指す。

基準の内容	運用に伴う留意事項等
1) 埋立地外に廃棄物が飛散し、及び流出しないように必要な措置を講ずること。	<p>飛散、流出（第1号）</p> <p>一般廃棄物が埋立地の外部に飛散、流出しないようにする必要な措置とは、覆土、転圧締め等のほか、飛散防止ネット等の措置であること。フィルム状の廃プラスチック類等の飛散しやすい一般廃棄物の場合は、埋立作業中及び埋立作業終了後速やかに、飛散、流出の防止のための措置を講ずる必要があること。なお、本号の規定は、一般廃棄物が埋立地以外の最終処分場の部分へ飛散、流出することも禁止していることに留意すること。</p>
2) 最終処分場外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	<p>悪臭（第2号）</p> <p>悪臭が最終処分場の外に発散することのないようにする必要な措置とは、覆土、消臭剤の散布等の措置をいうこと。</p>
3) 火災発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えておくこと。	<p>火災（第3号）</p> <p>火災の発生を防止するために、必要に応じ可燃性の一般廃棄物に対する覆土、可燃性の発生ガスの排除等の措置をとるとともに、火災発生時に対処する消火器、貯水槽散水器を設ける等の措置をとること。</p>
4) ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないように薬剤の散布その他必要な措置を講ずること。	<p>衛生害虫等（第4号）</p> <p>衛生害虫等により最終処分場の周辺的生活環境に支障をきたさないようにするため、覆土、薬剤散布等の措置が必要であること。</p>
<p>5) 囲いは、みだりに人が立ち入るのを防止することができるようにしておくこと。</p> <p><u>(閉鎖された埋立地を埋め立て処分以外の用に供する場合においては、埋立地の範囲を明らかにしておくこと)</u></p>	<p>囲い（第5号）</p> <p>囲いが破損した場合には補修、復旧すること。</p> <p>埋立処分が終了した埋立地を閉鎖して埋立処分以外の用に供する場合にあっては、囲い、杭その他の設備により埋立地の範囲を明らかにしておくこと。また、一般廃棄物の最終処分場であること及び埋立地の状況に応じた利用に当たっての注意事項がわかるように、埋立処分以外の用に供する場所又はその周辺に立札、標識等を設置すること。</p> <p>また、埋立処分以外の用に供されるとしても、引き続き最終処分場としての維持管理は必要であり、命令に定める構造基準及び維持管理基準並びに維持管理計画を遵守し、生活環境の保全上の支障が生じることがないよう留意すること。</p>

※文中下線部は改正部分を指す。

基準の内容	運用に伴う留意事項等
<p>6) 立札その他の設備は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき事項に変更が生じた場合には、速やかに書換えその他必要な措置を講ずること。</p>	<p>立札(第6号) 立札その他の設備の前に物を置くなどして表示が見えないようにしないこと。 立札その他の設備が汚損し、又は破損した場合は補修、復旧すること。 また、表示事項に変更が生じた場合は速やかに書き換えること。</p>
<p>7) 擁壁等を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>擁壁等の点検(第7号) 擁壁等の点検及び補修が的確に行えるよう、必要に応じ、これらの作業を実施できる敷地を確保しておくこと。 擁壁等の大部分は地下に埋設されるので、擁壁等の点検は、地上に現れている部分に対する視認が一般的であること。また、沈下等の有無を確認すること。 定期点検の頻度は、擁壁等の状況を勘案して適宜設定すること。また、地震、台風等の異常事態の直後には臨時点検を行うこと。 なお、構造耐力上応力の集中する箇所等について、事前に点検箇所を定めておくこと。</p>
<p>8) <u>廃棄物を埋め立てる前に遮水工を砂その他のものにより覆うこと。</u></p>	<p>遮水工の砂等による被覆(第8号) 遮水シート、ゴムアスファルト等を用いる遮水工にあっては、埋め立てられた廃棄物の荷重や埋立作業用の機材による負荷が原因で遮水工が損壊しないよう、廃棄物を埋め立てる前に遮水工の表面に砂等を敷き、保護する必要があること。被覆に用いる物の材料は原則として砂等の粒径の小さいものを用いることとし、厚さ50センチメートル以上とすることを目安とすること。ただし、遮水工が急斜面に設けられ、これを砂で覆うことが難しい場合には、遮水工の損傷を防ぐことができる十分な厚さと強度を有する不織布等を用いても差し支えないこと。</p>
<p>9) 遮水工を定期的に点検し、その遮水効果が低下するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを回復するために必要な措置を講ずること。</p>	<p>遮水工の点検(第9号) 遮水工の大部分は廃棄物により覆われることとなるため、遮水工の点検は、地上に現れている部分について、視認等により、遮水シート及びその上部に敷設された不織布等の劣化や破損の有無、接合部の状況等を点検し、破損又はそのおそれがある場合には修復等を行うこと。 定期点検の頻度は、遮水工の状況を勘案して適宜設定すること。なお、地震、台風等の異常事態の直後には、臨時点検を行うこと。</p>

※文中下線部は改正部分を指す。

基準の内容	運用に伴う留意事項等
<p>10) <u>最終処分場の周縁の2箇所以上の場所から採取した地下水又は地下水集排水設備より採取した水の水質検査を次により行うこと。</u></p>	<p>地下水等の水質検査（第10号柱書き）</p> <p>地下水等の水質検査は、最終処分場の遮水工が機能し、周縁の地下水等の汚染が生じていないことを確認するためのものであること。</p> <p>水質検査を行う地下水は、最終処分場による地下水の水質への影響の有無を判断することができる2箇所以上の観測井又は地下水集排水設備により採取されたものとする。観測井は既存の井戸を活用しても差し支えないこと。なお、地下水の流向が把握できる場合には、原則として、最終処分場の上流側及び下流側にそれぞれ観測井を設置し、双方の地下水の水質を比較することにより地下水の汚染を把握すること。</p> <p>括弧書は、水面埋立処分を行う最終処分場であってその周縁が水域の場合には、排水設備の周辺等を含む水域の2箇所以上を採取場所とすることを規定していること。ただし、水面埋立処分を行う最終処分場であっても、その周縁の一部又は全部が陸地である場合には、当該埋立地における水質検査については、陸上の埋立地と同様の考え方により採取場所を定めること。</p>
<p>イ) <u>埋立開始前に地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度を測定・記録すること。</u></p>	<p>埋立処分開始前の地下水等の検査（第10号イ）</p> <p>埋立処分開始前の地下水等の水質を把握し、埋立処分開始後の地下水等の水質と比較して水質の状況の評価できるようにするためのものであり、地下水等検査項目、電気伝導率及び塩化物イオン濃度のすべてを測定すること。</p> <p>電気伝導率及び塩化物イオン濃度は、汚染物質の混入に対する応答性がよいことから地下水等検査項目に加えて測定することとしたものであること。</p> <p>ただし、検査を行う地下水等の電気伝導率又は塩化物イオン濃度の測定値が高く、地下水等の水質の悪化の状況を的確に把握できないと判断される場合にあっては測定を省略しても差し支えないこと。このような場合に該当するものとしては、海面埋立処分を行う最終処分場等があること。</p>
<p>ロ) <u>埋立開始後、地下水等検査項目を1年に1回以上測定・記録すること。</u></p>	<p>埋立処分開始後の地下水等の検査（第10号ロ）</p> <p>地下水等検査項目のうち、埋め立てる一般廃棄物の性状、保有水等集排水設備により集められた保有水等の水質検査の結果等を勘案し、地下水等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目については水質検査を省略して差し支えないこと。なお、地下水等検査項目の測定は1年に1回以上行うことと</p>

※文中下線部は改正部分を指す。

基準の内容	運用に伴う留意事項等
<p>ハ、<u>埋立開始後、電気伝導率又は塩化物イオン濃度を1月に1回以上測定・記録すること。</u></p> <p>ニ、<u>電気伝導率又は塩化物イオン濃度に異状が認められた場合には、速やかに再度測定・記録するとともに地下水等検査項目についても測定・記録すること。</u></p> <p>11) <u>地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化(その原因が当該最終処分場以外にあることが明らかな場合を除く)が認められる場合は、その原因の調査その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>されているが、検査を行う地下水等の電気伝導率又は塩化物イオン濃度の測定値が高く、地下水等の水質の悪化の状況を的確に把握できないと判断される場合にあっては、6ヶ月に1回以上行うこととする。</p> <p>電気伝導率又は塩化物イオン濃度の測定(第10号ハ) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度のいずれかのうち、埋立処分開始前の測定値が低く埋立処分開始後の水質の変動を十分に把握することができるものを選定して測定すること。</p> <p>電気伝導率又は塩化物イオン濃度の異常時の措置(第10号ニ) 電気伝導率又は塩化物イオン濃度が埋立処分開始前と比較して明らかに上昇するなど異状が認められた場合には、速やかに地下水等検査項目の測定を行うこと。</p> <p>地下水等の水質悪化が認められた場合の措置(第11号) 地下水等検査項目に係る水質検査の結果、水質の悪化が認められる場合とは、埋立処分開始前と埋立処分開始後の水質検査の結果を比較して、地下水等検査項目の濃度が明らかに上昇している場合であること。 水質悪化の原因が当該最終処分場以外にあることが明らかであるものとは、最終処分場の設置者が実施した既存の水質検査結果から判断して地下水の水質の変動が自然的な要因に由来するものと判断できる場合、最終処分場の近傍に汚染源があることが明らかな場合等における水質の悪化をいうこと。 地下水等の水質の悪化が認められた場合には、水質の詳細な調査を始めとする水質悪化の原因の調査の実施、新たな廃棄物の搬入の中止等の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。また、地下水等の水質の悪化が認められたことを都道府県知事等に連絡すること。 平成10年改正命令の施行の際に既に埋立処分を開始している最終処分場にあつては、埋立処分開始後に実施した地下水等の水質の測定値により水質の悪化を判断すること。なお、この場合、最終処分場周辺の既存の測定値と比較することも有効であること。</p>

※文中下線部は改正部分を指す。

基準の内容	運用に伴う留意事項等
<p>12) 雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、埋立地に雨水が入らないように必要な措置を講ずること。</p>	<p>被覆型埋立地における雨水流入防止 (第12号) 被覆型埋立地にあつては、屋根、シート等が破損しないよう適切に維持管理を行うこと。また、屋根、シート等が破損した場合には、直ちに補修、復旧を行うこと。</p>
<p>13) <u>調整池を定期的に点検し、損壊するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>調整池の点検 (第13号) 目視により調整池の亀裂や漏水等の有無の点検を行い、異状が認められた場合には、速やかに補修、復旧を行うこと。</p>
<p>14) 浸出液処理設備の維持管理は次により行うこと。</p> <p>イ. 放流水の水質が<u>排水基準等</u>に適合することとなるように維持管理すること。</p> <p>ロ. 浸出液処理設備の機能の状態を定期的に点検し、異状を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。</p> <p>ハ. 放流水の水質検査を次により行うこと。</p> <p>(1) <u>排水基準等に係る項目について1年に1回以上測定・記録すること。</u></p> <p>(2) <u>水素イオン濃度、BOD、COD、SS、窒素について1月に1回以上測定・記録すること。</u></p>	<p>浸出液処理設備の維持管理 (第14号) 浸出液処理設備の機能を点検し、損壊、機能不良、薬剤不足等が判明した場合は、補修、改良、補充等を行うこと。また、放流水の水質検査の結果、排水基準等を超えていれば、直ちに放流を中止し、その原因を調査するとともに必要な措置を講ずること。この場合、浸出液の量や質の予測不備、異常出水時対策や調整機能の欠如、容量不足、処理方式の不適等に起因することが多いので、これらの点に留意すること。</p> <p>水質検査の頻度は、排水基準等に係る項目のうち、水素イオン濃度、生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量、浮遊物質及び窒素含有量 (以下「水素イオン濃度等」という。) を除く項目にあつては1年に1回以上とし、水素イオン濃度等にあつては1月に1回以上、また、排水基準等に係る項目であつて維持管理計画にその測定頻度が規定されている場合はその頻度とするが、水質検査の結果についてその前に行った検査の結果と比較して大きく濃度が上昇しているなど変動が見られる場合にあっては、適宜頻度を増やすこと。</p> <p>なお、水素イオン濃度等のうち埋め立てる一般廃棄物の性状等に照らし、公共の水域等の汚染が生ずるおそれがないことが明らかな項目に係る水質検査の頻度については、1年に1回以上とできること。</p>
<p>15) 開渠その他の設備の機能を維持するため、開渠に堆積した土砂等の速やかな除去その他の必要な措置を講ずること。</p>	<p>開渠の維持管理 (第15号) 開渠その他の設備から土砂等を除去し、常に良好な状態にしておくこと。</p> <p>開渠等に堆積した土砂の除去等の維持管理を速やかに行うため、必要に応じ、管理用道路の設置その他の開渠等への到達を容易にするための措置を講ずること。</p>

※文中下線部は改正部分を指す。

基準の内容	運用に伴う留意事項等
<p>16) 通気装置を設けて埋立地から発生するガスを排除すること。 <u>(ただし、ガスを発生するおそれのない廃棄物のみを埋め立てる場合を除く。)</u></p>	<p>発生ガスの排除 (第16号) 腐敗性の一般廃棄物の埋立地においてはメタンガス等が発生するので、通気装置を埋立処分の進行状況にあわせて埋立地に適宜配置していくことが必要であること。埋立地内で発生したガスは、遮水工や覆土と廃棄物の境界に沿って流れることが多いため、通気装置は、多孔管、蛇籠等を法面に沿って設けることが有効であること。さらに、埋立地の面積が広い場合には、法面に設置した通気装置に加えて埋立地の内部に堅型の通気装置も設置すること。 また、排除したガスをその性状及び発生量に応じて処理すること。</p>
<p>17) <u>埋立処分が終了した埋立地は、厚さがおおむね50cm以上の土砂等の覆いにより開口部を閉鎖すること。</u> (ただし、雨水が入らないよう必要な措置が講じられる埋立地については、遮水工と同等以上の効力を有する覆いにより閉鎖すること。)</p>	<p>開口部の閉鎖 (第17号) 埋立地の開口部からの一般廃棄物の飛散・流出、悪臭の発生、火災の発生及び雨水の浸透を抑制する等のため、埋立地の開口部を土砂で覆い、転圧締固めを行い、おおむね50センチメートル以上の厚さとなるようにする等の方法により閉鎖する必要があること。 その他これに類する覆いとは、50センチメートルの厚さの土砂と同等の強度及び透水性を有するものをいうこと。 被覆型埋立地については、雨水等の浸透を防止する観点から、透水層の上に不織布を敷設し、さらにこれを保護するために土砂で覆った覆い又はこれと同等以上の遮水の効力、遮光の効力、十分な強度及び耐久力を有する覆いにより閉鎖すること。</p>
<p>18) <u>閉鎖した埋立地については、覆いの損壊を防止するために必要な措置を講ずること。</u></p>	<p>覆いの損壊防止 (第18号) 定期的に覆いの点検を行い、損傷のおそれがある場合には補修、復旧を行うこと。</p>
<p>19) <u>埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理に当たって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、<u>廃止までの間</u>保存すること。</u></p>	<p>記録の作成及び保存 (第19号) 埋立地に内部仕切設備がある場合には、その仕切りに囲まれた区画ごとに、埋め立てられた一般廃棄物の種類及び数量を記録すること。 また、擁壁等の点検、放流水の検査、遮水工の補修等を行った場合は、その結果を記録すること。 作成された記録は、最終処分場の廃止までの間保存すること。</p>

4. 最終処分の維持管理計画

4-1. 放流水の水質と測定頻度

下流域の生活環境、水域環境を保全するために、pH5.8~8.6、BOD20mg/l以下、SS10mg/l以下を遵守する。但し、その他の項目については、排水基準を定める総理府令の基準値以下とする。放流水の水質測定は浸出水処理施設内で行う。放流水の水質検査項目と測定頻度を表4-1に示す。

表4-1 放流水の水質検査

水質項目		許容限度	年1回	月1回
有害物質に関わる項目	(1) カドミウム	0.1mg/l 以下	○	
	(2) シアン	1mg/l 以下	○	
	(3) 有機燐	1mg/l 以下	○	
	(4) 鉛	0.1mg/l 以下	○	
	(5) 六価クロム	0.5mg/l 以下	○	
	(6) 砒素	0.1mg/l 以下	○	
	(7) 総水銀	0.005mg/l 以下	○	
	(8) アルキル水銀	検出されないこと	○	
	(9) PCB	0.003mg/l 以下	○	
	(10) ジクロロメタン	0.2mg/l 以下	○	
	(11) 四塩化炭素	0.02mg/l 以下	○	
	(12) 1,2-ジクロロエタン	0.04mg/l 以下	○	
	(13) 1,1-ジクロロエチレン	0.2mg/l 以下	○	
	(14) シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/l 以下	○	
	(15) 1,1,1-トリクロロエタン	3mg/l 以下	○	
	(16) 1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/l 以下	○	
	(17) トリクロロエチレン	0.3mg/l 以下	○	
	(18) テトラクロロエチレン	0.1mg/l 以下	○	
	(19) 1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/l 以下	○	
	(20) チラウム	0.06mg/l 以下	○	
	(21) シマジン	0.03mg/l 以下	○	
	(22) チオベンカルブ	0.2mg/l 以下	○	
	(23) ベンゼン	0.1mg/l 以下	○	
	(24) セレン	0.1mg/l 以下	○	
生活環境項目	(1) pH	5.8~8.6		○
	(2) BOD	20mg/l 以下		○
	(3) COD	160mg/l 以下		○
	(4) SS	10mg/l 以下		○
	(5) 大腸菌群数	3,000 個/cm ³ 以下	○	
	(6) 窒素	120mg/l 以下		○
	(7) 燐	16mg/l 以下	○	
	(8) n-ヘキサン鉱油類	5mg/l 以下	○	
	(9) n-ヘキサン動植物油脂類	30mg/l 以下	○	
	(10) フェノール類	5mg/l 以下	○	
	(11) 銅	3mg/l 以下	○	
	(12) 亜鉛	5mg/l 以下	○	
	(13) 鉄 (溶解性)	10mg/l 以下	○	
	(14) マンガン (溶解性)	10mg/l 以下	○	
	(15) クロム	2mg/l 以下	○	
	(16) フッ素	15mg/l 以下	○	

4-2. 地下水の水質と測定頻度

埋立地2ヶ所のモニタリング井戸により地下水の水質検査を行う。地下水の水質検査項目及びその基準、測定頻度を表4-2に示す。

表4-2 地下水の水質検査

水質項目	基準値	埋立 開始前	埋立開始後	
			年1回	月1回
地下水 質 環 境 基 準 項 目	(1) アルキル水銀	検出されないこと	○	○
	(2) 総水銀	0.0005mg/l 以下	○	○
	(3) カドミウム	0.01mg/l 以下	○	○
	(4) 鉛	0.01mg/l 以下	○	○
	(5) 六価クロム	0.05mg/l 以下	○	○
	(6) 砒素	0.01mg/l 以下	○	○
	(7) 全シアン	検出されないこと	○	○
	(8) PCB	検出されないこと	○	○
	(9) トリクロロエチレン	0.03mg/l 以下	○	○
	(10) テトラクロロエチレン	0.01mg/l 以下	○	○
	(11) ジクロロメタン	0.02mg/l 以下	○	○
	(12) 四塩化炭素	0.002mg/l 以下	○	○
	(13) 1・2-ジクロロエタン	0.004mg/l 以下	○	○
	(14) 1・1-ジクロロエチレン	0.02mg/l 以下	○	○
	(15) シス-1・2-ジクロロエチレン	0.04mg/l 以下	○	○
	(16) 1・1・1-トリクロロエタン	1mg/l 以下	○	○
	(17) 1・1・2-トリクロロエタン	0.006mg/l 以下	○	○
	(18) 1・3-ジクロロプロピレン	0.002mg/l 以下	○	○
	(19) チラウム	0.006mg/l 以下	○	○
	(20) シマジン	0.003mg/l 以下	○	○
	(21) チオベンカルブ	0.02mg/l 以下	○	○
	(22) ベンゼン	0.01mg/l 以下	○	○
	(23) セレン	0.01mg/l 以下	○	○
塩化物イオン濃度	—	○		○
電気伝導率	—	○		○

※水質の検査方法は、「環境庁長官が定める排水基準に係る検査方法を定める等の件」

(昭和49年9月30日、環境庁告示第64号)に規定する方法によるものとする。

※埋立開始前には地下水質環境基準項目、塩化物イオン濃度及び電気伝導率について測定し記録する。

※埋立開始後には地下水質環境基準項目に関しては1年に1回、塩化物イオン濃度及び電気伝導率に関しては1月に1回測定し記録する。

4-3. 搬入管理

- (1) 場外より進入してくる搬入車両の誘導等の安全管理を徹底する。
- (2) 計量機による搬入（埋立処分）量の把握をする。
- (3) 廃棄物の搬入チェック（埋立不適物の搬入監視）を行う。

4-4. 埋立作業管理

- (1) 埋立場所等の移動に伴う場内道路の切替え及び搬入車両の誘導ならびに指示を行う。
- (2) 埋立工法（準好気性埋立）の徹底。

① 埋立工法

- ・層状にて埋立を行う。
- ・廃棄物はブルドーザー等の埋立重機により水平に敷き均し、十分に転圧する。

② 覆土作業

- ・覆土材の調達は、工事発生残土等により必要量を確保するものとする。
- ・その日の埋立箇所は、ごみの飛散防止、臭気の発生防止、衛生害虫の発生防止等のため必要に応じて即日覆土を励行し、廃棄物の露出を防止する。
- ・一層当りの覆土厚は、廃棄物層 3.0mに中間覆土 0.5mとする。また、最終覆土については厚さ 2.0mとする。

4-5. 主要施設の管理

1) 雨水排水設備

雨水排水路の点検、清掃を行う。（流木、笹葉、堆積土砂等の除去）

2) 浸出水集排水設備

- (1) 埋立初期の集排水工（フィルター材）の成形を保持する。
- (2) 吸水マンホール内の堆積土砂の除去及び有孔部（フィルター）の目詰まり等の除去。

3) その他の設備

- (1) 流出防止堰堤、浸出水処理施設、浸出水調整池、飛散防止柵、計量機、搬入道路等の定期的な機能点検及び維持補修を行う。
- (2) 最終処分場の総括的な管理運営のための事務所等の維持管理を行う。

4-6. 維持管理の記録

埋め立てられた廃棄物の種類、数量及び最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し、廃止までの間保存する。